

第 1 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 1 4 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第12回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月14日（火） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員（11名）

1番	田口元	2番	小笠原正光
4番	安保春喜	5番	石鳥谷義行
7番	阿部聖	8番	福島美紀子
9番	成田彩子	10番	阿部弘子
11番	児玉廣進	12番	柳沢誠
13番	兎澤悦雄		

4 欠席委員（2名）

3番	中村和廣	6番	高谷秀和
----	------	----	------

5 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明申請について

議案第53号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第54号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について

議案第55号 令和5年度農業委員会事業計画（案）について

議案第56号 鹿角市農業委員会の委員等の実績に応じた報酬の支給基準を定める規則の見直しについて

議案第57号 令和5年度最適化事業の目標設定について

議案第58号 鹿角市農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎孝人	主幹	阿部友美範
主任	柳澤将太		

7 議事録署名委員 1番 田口元 委員

2番 小笠原正光 委員

8 会議の概要

事 務 局 長 会 長 事 務 局 長	それでは皆さん、修礼を行いますので、ご起立よろしく願いいたします。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員１３名中１１名出席であります。欠席委員は、３番中村委員、６番高谷委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第１２回総会を開催いたします。 開会に当たり、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により、会長が議長を務めます。よろしく願いいたします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に朗読】 会務報告ですので、よろしくご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 １番田口委員、２番小笠原委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。 よろしく願いをいたします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第９号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の２ページをお開きください。 報告第９号農地法第１８条第６項の規定による通知について、農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。農地別内訳ですが、１０件、田んぼが２９筆、４万６，２５５㎡です。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号６９番から７８番を議案書を基に朗読】 ちなみに、７７番と７８番は中間管理事業を利用した貸し借りのため併せて読ませていただきます。借人は農業法人で持ち主が受付番号７８番の方となっております。こちら、解約の理由ですが受け手の交代となっております。こちらの場所ですけれども、後ほど３月に認定新規を取る農業者さんがこちらを今後借りる予定となっております。 ページ戻るんですけれども、３ページの受付番号６９番の田ですが、こちらは農業法人で耕作不便で解約するということとして、実際水もほとんど来ないらしく、あと

議 長	周りが住宅地に囲まれており、やはり耕作には不便だということで、今後受け手を探すのも難しいのではないかと考えております。 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言願います。何かございませんか。
事 務 局 議 長 小笠原委員	ちなみに、新規就農者さん何やるの。 一応米かネギか枝豆をやるという話です。 小笠原委員。
小笠原委員	2番小笠原です。受付番号73番からの法人さんの件ですけれども、代表のお父さんになっている。そうした場合、役員にもなっているんですか。こういうのってお父さんが役員で書いている。そして息子が社長で今替えたということになるんですね。そういうのってありというか、そういうファームを立ち上げた時点でそういったものは全部ファームに移すと思う。
事 務 局	一応私も県のほうに過去に聞いたんですけれども、本来であればそうしてもらったほうがいいんですけども、特段持ち主が役員のままでも耕作するのには影響ないと。結局何が一番困るかという、税金を申告するときに自分が困ることで、あとは自己責任で切替えのほうを進めてくださいということだったので、農業委員会的には特段問題はないということです。私もそれを法人に替えた方がいいのかなということで確認したんですけども、そういう方針はないということだったので、今回は、ちょうど更新の時期に来たので法人に替えるという形で申請されています。
小笠原委員	前に代表のお父さんで借りてあったところってあったんすよね、何回か。それはそれでまず何の理由があってお父さんが借りて。
事 務 局	そうですね。ほかの更新のと同時に変えるところは変えて、変えないところは変えないという。一気に変えたりはしないみたいで、本当はすれば多分一回の更新作業が一気に来るんですけれども、何年間かはやらなくていい。今だとまばらに更新来るときと来ないときとまばらなので、事務作業が増えるの大変だなと思うんですけれども、そこはあとは個人の経営判断かなと思っております。
小笠原委員	ありがとうございます。
議 長	ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の7ページをお開きください。 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の有償が1件、田んぼが1筆、1,866㎡です。

8 ページをお開きください。

第3条

【受付番号33番を議案書を基に朗読】

次にこちらの一覧表をご覧ください。

こちら受付番号32番ですけれども、一班で確認いただきまして、いずれも支障なしと判断をいただいております。こちらなんですけれども、やっぱり現在雪が降ってしまっていて現地に行ってみることはできません。マップですと近年の航空写真がありまして、それを見ると昨年度は水稻をやっていた形跡がありましたので、特段耕作をやっていないというところではないということを福島委員と児玉委員に見ていただき、問題ないと判断いただいております。

ちなみにこの申請者さんなんですけれども、今買うところの場所はスタンドの後ろぐらいなんですけれども、今買うところが縦長な感じでして、その下の部分にキュウリをつけています。何で買ったかという、キュウリの畝を東から西のほうに伸ばして今までやっておったんですけれども、それをJAの営農部の人にちょっとこれ東から南に畝にすると日陰ができて営農的によくないよということで、北と南に走るように畝というかキュウリの台を作りたい。また、自分のところを含めて一面を使いたいから北側にある農地を今回買うということで申請が上がってきておりました。

福島委員にも聞いたらやっぱり北と南にキュウリの台を置いたほうが日当たりがいいから営農的にはいいんじゃないかということも伺っておりました。

説明は以上です。

議長 ただいま説明が終わりましたけれども、この件について補足があれば現地調査に行った委員より発言をいただきたいと思います。8番の福島委員はどうか。

福島委員 今事務局の説明が丁寧にされましたので、そのとおりです。

議長 11番の児玉委員はどう感じました。

児玉委員 福島委員と同じです。

議長 どうもご苦労さまです。それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。

やはりキュウリやっている人は南北に畝というかむねを作ったほうが日照の効率はいいわけですか。

福島委員 ほとんどの畑作物であれば、東西畝よりは南北畝のほうが日の当たり方がいいと思います。どうしても東西畝にすれば、北側になった方の日の当たり具合が足りなくなるというか、南側よりも日照の関係でちょっと劣るんじゃないかなというような指導は受けています。

議長 分かりました。何か委員よりご質問ございませんか。

委員一同 (「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。

委員一同 (「なし」の声)

議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 9 ページをお開きください。 議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が 5 件、田んぼが 2 筆、2, 1 8 9 m²、畑が 7 筆、2, 3 9 9 m²です。 1 0 ページをお開きください。 第 5 条 【受付番号 2 9 番から 3 3 番を議案書を基に朗読】 続きまして、こちらの位置図のほうをご覧ください。 受付番号 2 9 番の場所ですけれども、観光施設の南側にありまして、市営住宅の向かい側にある農地となります。 2 ページを開いていただきますと、土地の利用計画図がこのようになっております。ちなみにこの受け人ですけれども、会社を経営している方になります。その会社が除雪を請け負っているそうなんですけれども、その除雪の機械を置くところがなくてそのために、道路沿いにある重機置場が欲しいということで今回申請が上がってきているということになっております。盛土も 1 0 センチをして、西側が結構斜面になっていますので、そこに土が行かないように L 字よう壁を置くということで申請が上がってきております。 この後なんですけれども、受人がまず買いまして、その後に盛土とか L 字を置いて整備してから会社に受人が貸し付けるということで申請が来ております。一応、今の感じですと、今の申請者が、譲り受ける人が買うんであれば整備してから次の人に渡す、貸し付けるというか。これが例えば、受け人が買うんだけど会社が金を出して整備するというのは駄目です。申請者がちゃんと最後まで終わらせてから誰かに貸すという形を取らないと農地転用的には駄目だということになっておりますので、もし近くの方で申請する人がいれば、そういうのをちょっと注意して教えてあげてください。 続きまして、3 ページをお開きください。 こちらですけれども、同じ地域にありまして、ちょっと見づらいんですけれどもこの申請地の南側がコンビニになっております。 4 ページを開いていただきますと、土地の利用計画ですが、このように出されております。特段、働いている方も多いですし来客も結構あるそうなので、駐車場はこのぐらい必要だと。それと雪捨て場としてもこのぐらいは必要ではないかなと考えております。 先ほど説明するのを忘れたんですけれども、一応ここも国道に接している農地にな

		りまして、先ほどですと重機、こちらですと社用車とかが通ることになりますので、国道の占有が必要となりますので、こちらのほうは振興局のほうと協議を行っているということです。かつこの事務所につきましては、浄化槽の排水を流しますので、もう協議は行っております。また、最近よく問題になります埋蔵文化財についても、この辺は埋蔵文化財が出ていないということで試掘の必要はないと回答をいただいております。 ちなみに、次、5ページをお開きください。 こちらが受付番号31番から33番の申請されている農地となります。 こちらですけれども、平成12年に一度転用許可が出ているところなんですけれども、それが平成30年頃に、本来は切れているんですけれども、実際申請の時点から一時転用という申請されて18年間やっているんですけれども、それは農地法的に現在の運用とは違っていて、それだったら普通は永年転用の許可ですが、そこが一時転用で申請がされて許可されてあったので、それを是正するという意味で今回は是正して永年転用にするために今回申請を再度いただいております。それにつきまして、県の農村整備課のほうにも誤りを正すのであれば申請して許可を得てくださいと。なおかつその農地転用の許可の中で土地収用法を使ってください、それも土地収用法でなおかつ電気通信事業法に許可の内容が載ればいいということで、国の電気通信事業法の担当と県の土地収用法の担当の方に確認をして、それであれば再生エネルギーであれば大丈夫であろうというものも内々では話をいただいておりますので特段許可できない案件ではないなと考えております。 ちなみにこれが許可になった後に、4月総会か5月総会に蓄電池を置く申請も来る予定となっております。そちらも、所有者の方が亡くなって申請が伸びて今回追認の申請が出てきたと。その相続の手続があるために申請が延びていました。 ちなみに6ページを開いていただきますと、現在このような風車が稼働しているということになっています。 続きまして、こちら一覧表をご覧くださいと思います。 受付番号29番から33番につきまして、そのうち、31番と32番、33番につきましては降雪前に確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。 以上です。
議	長	ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。8番の福島委員はどうですか。
福 島 委 員		大丈夫だと思っております。
議	長	それでは、11番の児玉委員はどうですか。
児 玉 委 員		事務局の言うとおりで、写真での確認でしたが妥当だと思います。
議	長	それからもう一方、12番の柳沢委員はどうですか。
柳 沢 委 員		去年行って見てきましたけれども、農地の中にまず風車があるという形で、それなりに邪魔にはならない程度であるので妥当だと思います。
議	長	ほかの委員より何かご質問があれば、発言願います。どうぞ、安保委員。
安 保 委 員		4番安保ですけれども、前、一時転用で今回永年転用となれば、その地目の畑に戻

事 務 局	すのはどうして戻すんですか。 そこはまだ確定ではないんですけども、業者さんの話によれば、一応耐用年数が過ぎているんですけども、使えると。でも、5年後かもうちょっと先にやっぱり耐用年数をより超えてしまえばその期間には撤去するということになっていますので、その後はこれを外して畑に戻す予定になっています。
安 保 委 員	ものを壊す、取り除いたときでまた畑に戻る。
事 務 局	畑に戻るという形になっています。
安 保 委 員	分かりました。
事 務 局	ちなみに雑種地です。ものが建っていると地目上的には雑種地。今は雑種地で課税されています。
議 長	ほかにはよろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案題52号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	12ページをお開きください。 議案第52号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、1件、畑が1筆、2, 579㎡です。 13ページをお開きください。 非農地証明 【受付番号14番を議案書を基に朗読】 備考ですけれども、農地パトロールで荒廃農地と判定されております。 続きまして、位置図の7ページをご覧ください。 こちらの農地ですけれども、集落側に位置している農地となっております。ちなみにこの10年前のちょっと今斜線を引いていて見えないですけども、中は営農していたんだなと思います。現在マップで見ると一面木が生えていたので福島さんに見に行っていていただいて確かに農地だったと判断していただいたのも妥当かなと考えております。 ちなみに先に言ってしまったんですけども、こちらの一覧表を見ていただきますと、こちらの福島委員と佐藤康久委員が確認いただいた場所となっております。 以上です。 説明が終わりましたが、補足があれば現地調査に行った委員より発言をいただきたいと思います。福島委員、どうですか。
福 島 委 員	特にありません。ここなんですけれども、年々荒廃地が増えていてちょっとパトロ

議 長	ール頑張っているという言い方もおかしいんですけども、細かくチェックしていったすごい数があったんですよ。去年の災害でまた今年増えているんでないかなと思われるところが危惧されるところです。 ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案題５３号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	１４ページをお開きください。 議案第５３号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、６年未満が２０件、田んぼが５４筆、１２万１，６５３㎡、６年から９年が９件、田んぼが８筆、１万７，７１７㎡、畑が８筆、１万４，８２１㎡、１０年以上が１９件、田んぼが７６筆、１４万５，１６９㎡、畑が６筆、１万５，５２１㎡です。 １５ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号３４９番から３５３番を議案書を基に朗読】 以上です。
議 長	それでは、３４９番から３５３番まで委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。
事 務 局	会長、すみません。訂正です。受付番号３５０番ですけども、これ６年１か月なんですけれども６年です。ちょっとシステムの関係で日付を１日ずらしてしまったのですみません。直しておきます。
議 長	何かございましたら、発言をいただきたいと思います。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
事 務 局	それでは、事務局、続けて説明願います。 １６ページをご覧ください。 利用権設定

		【受付番号３５４番から３５７番を議案書を基に朗読】 以上です。 説明が終わりましたが、こちらでも３５４番から３５７番まで委員案件ですので、先にご審議いただきたいと思います。何かございましたら、発言をいただきたいと思います。 委員一同（「なし」の声） 議長 よろしいですか。 委員一同（「はい」の声） 議長 それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 委員一同（「なし」の声） 議長 そのように決定します。 田口委員 議長を交代します。会長案件ですので。 事務局 事務局の報告を。 事務局 １８ページをご覧ください。 利用権設定 【受付番号３５８番を議案書を基に朗読】 以上です。 職務代理者 質問等がございましたら、ご意見お願いいたします。 田口委員 委員一同（「なし」の声） 職務代理者 それでは、ないようですので、本件を承認することにご異議ございませんか。 田口委員 委員一同（「なし」の声） 職務代理者 ないようですので、そのように決定いたします。ありがとうございました。 田口委員 議長 どうもありがとうございました。それでは、３５９番から説明を続けてください。 事務局 １８ページをご覧ください。 利用権設定 【受付番号３５９番から３９６番を議案書を基に朗読】 以上です。 議長 ただいま、３５９番から３７９番まで新規であります。それから３８０番から３９５番まで再設定、そして３９６番新規ということでございますけれども、何か質問ございましたらご発言願いたいと思います。安保委員。 安保委員 ４番安保ですけれども、これを見ていけば再設定より新規がかなりの数になっているんですけれども、この人方は元々は去年までは作ってあったということで解釈して
--	--	---

	よろしいんですか。 再設定は除いて、３５９から３７９までかな。かなりの件数の中で新規扱いになっているので、新規ということは去年まではその方々は自力で作ってあったものと解釈していいものか。
事 務 局	基本的にそれでよいかと思うんです。あとはもしかすると相対とかであったけれども何かがあって今回、正式に出したという人も中にはいると思いますので。あとは大きい経営している方が亡くなったりですとか、今まで経営した人が辞めるとなって新しく引き受けたところも入っていると思っております。
安 保 委 員	そうであればいいけれども、どんどん草を刈る人がいなくなってくるのかなと今不安になったもので。
事 務 局	それもあり得る話だと。一つにまとまって経営するのは楽なんですけれども負担だけがどんどん増えてくると思う。新規就農の方も増えてはいるんですけれども、減る人のほうが多い状況です。
安 保 委 員	これを見れば農業があまりにも魅力がなくなってしまうのもあってちょっと確認しました。
事 務 局	ちなみにやる人っているのかなと思っていまして、個人でこの方も結構大きくやっているといると思うんですけれども、それ以外にあまり聞かないなと。
田 口 委 員	俺より２つか３つしか下でないんだけれども、結構もう手を引いている。あともう一つ、別の法人もこんなに増やして草刈りが間に合うのかと思うくらい心配なところある。
田 口 委 員	だから今度事務局でもそういうのきつくしゃべってさ、貸借に関しては。
安 保 委 員	やってくれる人は、やれない人がいるからやってあげているような形になっているかもしれないけれども、やっぱりトータル的に管理がうまくいかないというようなものであれば指導するなり何か手を打たないと荒れてくるんじゃないかなと。
議 長	阿部委員。
阿部(聖)委員	いずれ草刈りの問題は、刈れる環境を持っている人はいいとしても、頼まれたらできと思う流れの中で集約化というのをどれだけ進めれるかというのがひとつみそといますか、一人の人間がやって端と隣接だけはほかに迷惑かからなければ。というのは、自分方が集約になっているところは自分方のタイミングでいると。でも隣接は折々にちょっとそこだけはまず刈っておこうというふうにして周りからの苦情を最小限に。あとは中が多少草になっていてもそれは誰も迷惑かからなければ何も言わないので。何も言わないのがどうのこうのじゃなくて自分の損なので、自分の管理上の問題で品質とか収量の損になるだけなので、だからその辺の周りとの兼ね合いというのは集約化の一番本当は解決の道なんだろうけれども、それがなかなか難しいと思うんですけれども。
事 務 局	あとは今も利用権の通知をコピーして送るときにもいろいろ注意事項とか書いている書類があるんですけれども、その中に、１枚「農地の適正管理を何月から何月まで」の文書を作成し、適正管理のほうお願いしますと入れるだけでも印象が違うのかなと思うんですけれども。
阿部(聖)委員	常識的なところはあると思うんだな。やらないよりはいいんだけれども。

事 務 局	そうですね、やらないよりはということなんですけれども、ほかに何かやり方としてあればなと。
田 口 委 員	ある。今除草剤もいいもの出てきてくる。１回ふれば２か月もつとか。ちゃんとやれば黙って２か月以上もつんだよ。
阿部(聖)委員	ちゃんとやるのに時間がかかり過ぎる。
事 務 局	集約化が一番ですよ。やっぱりまとまって労力を。
阿部(聖)委員	だから人農地プランも絡めた流れでそこをもっと重要なものとして絡んでいかないと、さっぱり進まないなと思って。
事 務 局	来年度か。２年間で集約化という地域計画立てろということになっているので。農業委員会がまずみんなから聞き取りして、それをもってみんな１０年後どうですかと。いや、誰もやる人いないと。話を聞いて誰か探してあげてそれでも無理だったら白地ということで、あとは市のほうに渡すので。
阿部(聖)委員	何か書類を作るためだけにやっているような感じがして、実がない。本当のこういう問題点、解決するという方向性を見てやっていると思えない。
田 口 委 員	みんなの問題だからな。
阿部(聖)委員	だからやっているところはほかの市町村、他県では岩手の話をよく聞くんだけど、かなり行政絡んでやっているんですよ。だからそういう先行事例というか、もっと情報提供が必要なんだろうけれども、何かやろうと思ったら勉強してもいいようなもんだけれどもな。
議 長	どうもありがとうございます。ほかにはよろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第５４号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	３２ページをお開きください。 議案第５４号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について、農業委員会等に関する法律第６条第３項第２号の規定に基づき、鹿角市農作業標準労働賃金単価を策定するため意見を求めます。 こちらの資料はこちらのカラーになっている単価のページと、次のページを見ていただきますと聞き取りした内容をまとめた賃金表になっております。 別紙資料により説明。
議 長	ほかには何かございませんか。いいですか。
委 員 一 同	(「はい」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。

議 長 事 務 局	それでは、次に、議案第５５号 令和５年度農業委員会事業計画（案）について、事務局の説明を求めます。 事業計画（案）です。こちらのほうです。 議案第５５号 令和５年度農業委員会事業計画（案）について。 別紙のとおり、令和５年度農業委員会事業計画（案）を策定したのでご審議の上、実施の検討をお願いいたします。 別紙の事業計画（案）をご覧ください。 内容的には前年度をベースにして作成しており、全５ページに上って構成しております。時間の関係もありますので、変更点や追加したところをメインにご説明申し上げます。 別紙資料により説明。 ご審議等よろしくをお願いいたします。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問があれば発言願います。（「異議ありません」の声） よろしいですか。ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 （「なし」の声） そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第５６号 鹿角市農業委員会の委員等の実績に応じた報酬の支給基準を定める規則の見直しについて、事務局の説明を求めます。 議案第５６号 鹿角市農業委員会の委員等の実績に応じた報酬の支給基準を定める規則の見直しについて。 令和４年度の農地利用最適化交付金に係る交付決定が見直されたことに伴い、当該規則を改正したいと考えております。 これはつい２月の末に国のほうからこれまで活動実績、集積面積による実績、それぞれに対し補助金として交付するというふうに内訳が示されていたんですが、今度から示されないと。日報を積み上げて単価を掛けて国に申請しました。面積も委員毎に集めてくれたのを面積集計してそれに単価を掛けて申請しました。どう分けたらいいのということで、こちらのＡ４横の新旧対照表をお手元のところに置かせていただいています。 これまでは、現行のほう活動実績報酬、成果実績報酬それぞれ計算式をここでうたっていましたが、改正案の真ん中辺りに第５条のところに「実績交付金の額のうち、担い手への集積面積による報酬額及び活動内容に対する報酬額は、その予算の範囲内において農業委員会が按分する」この一文を入れさせていただきたいと。 これにより、農業委員会のほうで活動分と成果分をこちらのほうで調整し、これまでどおりの案分等の作業をすることができ、今まではこの分がないために国から指示を待たなければならなかったという形になっています。 それから後ろは文言と条項号を整理させていただいた形になっています。ほとんど

安 保 委 員 事 務 局	変わりはありません。１枚目のこの真ん中の一文を入れさせていただければと。 実績によって来るんじゃないの。 と思っていたんですけども、今年はないんですよ。 鹿角市に交付決定出された金額と計算内訳を教えてくださいって県を通じて東北農政局のほうに問い合わせたらきれいに拒否されました。 全国的な実績を基にして配分来るので、だから単価が決まっているわけでないです。あくまで改正案のほう。 （１）削除、（２）削除、ア、イ、ウ削除。 ２ページ目のほうに言葉を直した形で成果実績と活動実績を並び替えました。
事 務 局 長	農業委員会のほうで勝手に決めるというわけじゃなくて、ちゃんと支払いする内訳があった中で分けていくよという言い方で。
事 務 局 小笠原委員	ただ活動の成果のところだけはこちらで分けさせてくれと。 活動の成果というのはここに書いた話、それとも実績で集積何ぼ掛けたとか、そういう話。
安 保 委 員	去年より活動しても金額が少なくなるかもしれないし、というふうに金額がはっきりしないということだから、やっぱりあまり悩まないで。
事 務 局	今回は年度途中で国のほうが要項を変えたりやり方を変えたりしたせいで、こちらの予算の取り方から財政への補正の説明もかなり絞られました。そんなのもっと早くから分かっていたらと言われるんですが、さっき言ったとおり基準が全然分からなかったものですから。結果的に内訳も分からなくなってしまったので、こちらでやらせてくださいと。
事 務 局 長	来年度も変わる可能性は十分にあり得る。
事 務 局	今年とまた違う可能性もあります。 まず速やかに皆さんに支給できるようによろしくお願いします。
議 長	ほかにありません。よろしいですかね。
委 員 一 同	（「はい」の声）
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第５７号 令和５年度最適化事業の目標設定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第５７号 最適化事業の目標設定等について。 令和４年２月２日付３経営第２５８４号、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会に最適化活動の目標の設定、活動の記録、その結果の公表・報告等について、別紙様式１により公表することについて総会に諮るものであります。 昨年度まではこれは４月、５月あたりの総会にかけてしっかり固まった数字をご報告させていただいておりました。 １枚目については毎年毎年変わるものではございませんので、省略させていただきます。

		2枚目です。最適化活動の成果目標、これまでの集積率及び今年集積目標というのをここに表すことになっております。こういう形で報告させてもらっていいかということをお聞きしたいなということで上げさせていただきました。 別紙により説明。
議長		ただいま説明がありましたけれども、何か質問等あったらご発言願います。 (「なし」の声)
委員一同		こういう形でよろしいですかね。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議長		そのように決定します。
議長		次に、議案第58号 鹿角市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程について、事務局の説明を求めます。
事務局		議案第58号 鹿角市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程について。 令和5年4月1日に、個人情報保護法が地方公共団体にも適用されることに伴い、農業委員会の規程の整備が必要となりますので別紙のとおり策定することについてお諮りいたします。 これまで農業委員会においても個人情報に関する規程というのがありました。平成11年度に策定されております。鹿角市農業委員会の保有する個人情報の保護に関する規程というのがあります。これは農業委員会だけでなく監査、教育委員会、議会、選挙管理委員会等も含めて同様の規程が策定されております。要は、鹿角市の本体のほうで適用条例を直すので、それに伴って連動する個人情報取扱いの規程を修正して下さいというもので、新しい法律に合わせた形で文章を今回作成させていただきました。 説明は以上です。
議長		ただいま説明が終わりましたけれども、何かお聞きになりたい点がございましたらご発言願います。安保委員、どうぞ。
安保委員		4番安保ですけれども、鹿角市の5年度の市条例というふうに出ているということは、令和6年度も毎年変わっていく可能性があるということ。
事務局		毎年変わっていくような形ではないと思います。大本の個人情報の取扱いについてという法律のほうは今回大きく変わって市町村も対象にするということになったので、鹿角市としての個人情報の取扱い、今議会に諮っている最中です。それが固まれば、それに伴って行政委員会もこういうふうに倣うよと。 毎年改正されている部分は多分取扱いの多いマイナンバーとかの関係、医療機関とかそういうところの取扱い関係が毎年変わっています。今回は市としても委員会としてもこういうふうにつくらなければならないということで、上げさせていただきました。

議 長	以上、説明が終わりましたけれども、ほかに何かご質問があればご発言願います。 よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。